

令和5年度

自治会役員初任者向けガイドブック

北区役所地域協働課 北神区役所地域協働課

北区は 2023 年 8 月 1 日に <u>50 周年</u>を迎えます! 記念事業はこちらから**→**





【神戸市北区制 50 年特設サイト】

※本資料は令和5年7月時点のものです。

令和5年度 自治会役員初任者向けガイドブック

<目次>

1.	目	治会について・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
	(1)	自治会の役割
	(2)	各種地域団体等の紹介
2.	自	治会活動に役立つ問い合わせ先・窓口・・・・・・5ページ
	(1)	神戸市総合コールセンター
	(2)	窓口一覧
	(3)	代表者などが変更となった際の連絡先
3.	目	治会活動に関係する補助金・助成金・・・・・・・11 ページ
	(1)	資源回収
	(2)	防犯カメラ
	(3)	防犯パトロール
	(4)	街灯を設置したい場合
	(5)	掲示板を設置・修繕等したい場合
	(6)	集会所を修繕・改修、新築等したい場合

- (8) 自治会館活用モデル事業
- (9) 地域活動をサポートする「神戸市退職者ボランティア」
- (10) 地域提案型活動等助成制度
- (11) まちの美緑花ボランティア制度
- (12) 兵庫県ボランティア活動等行事用保険(ボランティア保険)
- 4. 安全・安心情報の電子メールサービス・・・・・・18ページ
 - (1) ひょうご防災ネット
 - (2) ひょうご防犯ネット
- 5. 相談窓口の紹介・・・・・・・・・・・・・・19ページ
 - (1) 神戸市コミュニティ相談センター
 - (2) 北区役所・北神区役所地域協働課
 - (3) 地域協働局地域活性課
- 6. 参考情報・・・・・・・・・・・・・・・・21ページ

このガイドブックは新しく自治会役員になられた方が、自治会運営をスムーズに行えるために作成しています。自治会運営に重要な問い合わせ先や助成制度も掲載しておりますので、是非ご活用ください。



1. 自治会について

(1) 自治会の役割

私たちの日常生活では、クリーンステーションの管理やごみ出しマナーの問題、 違法駐車、災害への備えなど、<u>地域のみなさんが一緒に取り組むことで、解決でき</u> ることが多くあります。

このような地域課題を住民自ら解決するために結成されるのが自治会や町内会です。また、マンションなどの共同住宅では、管理組合が自治会活動もあわせて行っている場合もあります。

人と人とのつながりが豊かな地域では、失業率や犯罪発生率が低く、安心・安全 に関わる暮らしの満足度が高まることが明らかになっています。また、災害時など いざという時に助け合える関係が生まれます。

住みよいまちづくり、安心・安全なまちづくりの主体になるのが、みなさんの自 治会、町内会活動なのです。

(2) 各種地域団体等の紹介

神戸市には地域住民のみなさんが主体となった様々な地域団体やNPOがあります。

① 地域団体

団体名	活動内容
ふれあいのまちづくり 協議会	地域福祉センターを管理・運営しており、給食会や喫茶、子育てサークルなどの福祉交流活動を実施している。自治会や婦人会など各種団体の代表者などにより、おおむね小学校区単位で結成されている。
防災福祉コミュニティ	地域の防災訓練に取り組んでいる。ふれあいのまちづくり協議会や自治会などが中心となり、おおむね小学校区単位で結成されている。
青少年育成協議会	青少年の健全育成などをめざし、あいさつ運動や子ど もの安全を守る活動などに取り組んでいる。おおむね 小学校区ごとに、青少年育成委員により構成される。

団体名	活動内容
まちづくり協議会	建築物や開発などに関するルールづくりなど、まちの 将来像を考え、実現に向けて活動する団体。対象とな る地区ごとに設立される。
婦人会	地域福祉活動や美化活動等、地域に根差した幅広い活動に携わっている。
老人クラブ	高齢者の生きがいづくりと健康づくりのため、グラウンドゴルフや相互支援活動など、地域での仲間づくりを進めている。
子ども会	集団活動を通じて子どもの自主性、創造性、社会性を 育むため、さまざまな児童健全育成活動を行ってい る。

② N P O

NPO (Non Profit Organization) とは、ボランティア活動や社会貢献活動を行う営利を目的としない非営利の民間団体です。収益は関係者に配分せず、社会貢献活動に充当します。また、このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づき法人格を取得した団体のことをいいます。

※地域社会とNPOとの協働

- ・地域の活動や課題解決については、地域住民だけでは限界がある場合もあります。
- ・福祉・子育て・青少年教育・多文化共生など、テーマごとにノウハウを持ったNPOが、 居住地域に関係なく、「まちの課題」を解決するために自発的に活動しています。地域の 課題解決に向けて、NPOとの協働も検討してみましょう。

2. 自治会活動に役立つ問い合わせ先・窓口

(1) 神戸市総合コールセンター

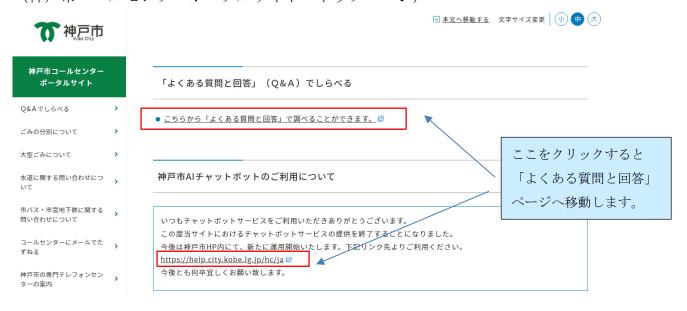
☎0570-083330 (ナビダイヤル) または**☎**078-333-3330

各種手続、制度、くらし、イベントに関するお問い合わせにお答えします。 【受付時間】午前8時~午後9時(年中無休)

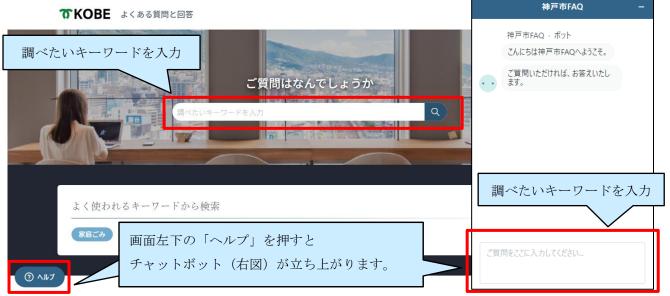
また、神戸市には各種専門相談窓口があります。詳しくは神戸市コールセンターポータルサイトをご覧ください。 神戸市 コールセンター 検索

○神戸市「よくある質問と回答」のご利用について各種手続きやごみの分別方法など、身近な疑問にお答えします。

(神戸市コールセンターポータルサイト トップページ)



(よくある質問と回答 トップページ)



(2) 神戸市の窓口一覧

内容	窓口	連 絡 先
○ごみ・清掃に関すること・クリーンステーション以外の不法投棄・野外焼却	クリーン 110番 (平日8時45分~17時30分)	☎078-771-7499
 ・クリーンステーションの設置や管理についての相談(※¹) ・クリーンステーションのごみに関する相談 ・ごみ出しのルールに関する啓発(※²) ・ごみ収集及び運搬について ・クリーン作戦で集めたごみの回収(2週間前までに連絡) ・亡くなったペットの引き取り ・道路などでの動物の死体処理等 	環境局北事業所	〒651-1243 北区山田町下谷上字 五郎本 1-1 2 078-581-0460

※ クリーンステーションの詳細についてはこちら⇒



※² 家庭ごみの出し方ルールブック(ワケトンブック簡略 ver)の配布先

南部地域:北区役所地域協働課

北神地域:北神区役所地域協働課配布場所

各出張所

※右のQRコードからもご確認いただけます。



内容	窓口	連 絡 先	
〇防災に関すること			
・消防活動、救助活動、救急活動			
・火災の予防		〒651−1131	
・救急講習会	 北消防署	北区北五葉 2-1-9 ☎ 078-591-0119	
・住宅用火災警報器の設置推進	化假则省 		
・消火器等、消火器具の設置推進			
・防災福祉コミュニティ等地域防災			
・消防団の活動等			
○衛生に関すること	生活衛生ダイヤル		
・害虫の相談	(平日8時45分~17時30分)	☎ 078-771-7497	
・犬猫の飼育相談	(平日 6 时 45 万~17 时 50 万)		

内 容	窓口	連 絡 先
〇道路・公園・河川に関すること ・道路の不具合 ・公園の遊具の整備 ・河川の管理	道路公園 110番 (平日 8時 45分~17時 30分) スマートフォンアプリ	☎078-771-7498 下記参照
・私道舗装の助成 ・街路灯の管理 等	「KOBE ぽすと」※	
・放置自転車対策	市営駐輪場・放置自転車 総合案内窓口 (24時間365日対応)	(北区) 石 0800-111-6715

※情報共有アプリ「KOBE ぽすと」

「道路のひび割れ」や「公園遊具の故障」など、神戸市が保有する施設や 設備の不具合に関する投稿を受け付けるアプリです。また、ごみの収集日や防災情報な ど、日々の生活に役立つ情報を調べることができます。※投稿にはユーザー登録が必要

【問い合わせ先】





App Store 版↓ Google Play 版↓

KOBE ぽすと



内 容	窓口	連 絡 先	
〇空地空家に関すること ・空地空家の管理不全	北区役所地域協働課 北神区役所地域協働課	(南部地域) 〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1 ☎078-593-1111 (北神地域) 〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 ☎078-981-5377	
・空家等の活用	すまいるネット (10 時~17 時) (※定休日 水・日・祝日)	2 078-647-9988	

内 容	窓口	連 絡 先
○水道・下水道に関すること・水道料金・転入・転出に伴う手続き	お客さま受付センター (平日9時~17時15分)	☎ 078-797-5555
・宅地内の水漏れ、下水のつまり等の不 具合の相談や対応	水道修繕受付センター (24 時間 365 日対応)	☎0120-976-194
・上記以外の下水道に関する相談	中央水環境センター (管理課北下水道係) (平日 9 時〜17 時)	〒651-1243 北区山田町下谷上字 上ノ勝 4-1 ☎ 078-581-6250
〇有害鳥獣に関すること・有害鳥獣(イノシシ・アライグマ・シカなど)に関する被害等の通報や相談	鳥獣相談ダイヤル (年中無休 8時~21時) ※年末年始は9時~17時	☎078-333-4408
・米・農作物の生産振興に関すること ・農業振興地域制度に係る農用地区域に 関すること(農用地内外証明願の相 談・受理、証明書発行) ・外来生物(アライグマなど)の捕獲に 関すること(箱わなの管理・相談)	北農業振興センター	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 (北神中央ビル 6 階) ☎ 982-7111

■ 地域団体などに関する担当課

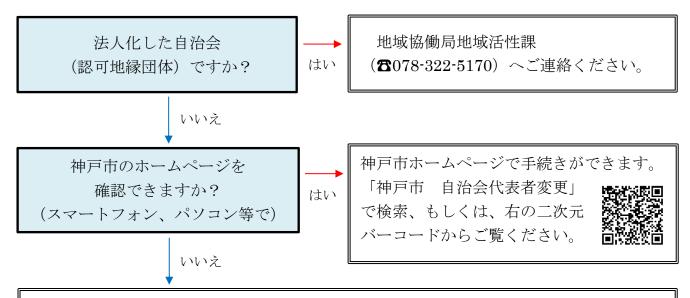
○ふれあいのまちづくり協議会・・	·北区役所地域協働課 地域福祉担当
	北神区役所地域協働課
○防災福祉コミュニティ・・・	北消防署消防防災課消防係
○青少年育成協議会・・・	北区役所地域協働課 地域活動担当
○婦人会、まちづくり協議会・・・	北区役所地域協働課 事業推進·広聴担当
	北神区役所地域協働課
○老人クラブ、子ども会・・・	北区役所地域協働課 地域福祉担当
○民生委員・児童委員・・・	北区役所/北神区役所 保健福祉課 管理係

■ 市の関係団体等の事務所

<u> </u>	
○北区社会福祉協議会(神戸市北区共同募金委員会)	· · · 北区役所 6 階
	(北神事務所:北神中央ビル2階)
〇北区ボランティアセンター・・・北区役所 6 階	
○北神ボランティアセンター・・・北神区役所2階	
○スポーツに関すること(旧北区体育協会)・・・北区	役所 7 階
○神戸まつり北区協賛会・・・北区役所7階	

(3) 代表者、回覧担当者などが変更となった際の連絡先

代表者、神戸市からお送りする広報物(神戸市からの案内、市政ポスター)の送付先が変わった時は以下の図を参考に、神戸市へご連絡ください。



「自治会・管理組合 代表者変更届」を以下のいずれかへ FAX または郵送で送ってください。

①各区役所地域協働課

〔北区役所〕 FAX 078-593-1166

郵送先 〒651-1195 神戸市北区鈴蘭台北町 1-9-1

北区役所地域協働課

〔北神区役所〕FAX 078-981-3506

郵送先 〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1-2-1

北神区役所地域協働課

②地域協働局地域活性課

FAX 078-322-6133

郵送先 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

地域協働局地域活性課

③市長室広報戦略部 ※広報物市政ポスター(掲示板用)の送付先・部数の変更のみ行いたい場合

FAX 078-322-6007

郵送先 7650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

市長室広報戦略部 ポスター担当

(注意点)

- ・いただいた情報は、神戸市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物等の送付のため、 市長室広報戦略部・地域協働局地域活性課・各区地域協働課で共有します。
- ・補助金を申請している自治会は、補助金の申請先(所管部)にも別途連絡してください。
- ・自治会・管理組合変更届連絡票は次ページをご覧ください。

	こ必要事項をボール ペンでご記入下さい	自治会·	管理組合	代表者等	変更属	冒 ※新規	登録、解散	届を兼ねる
神戸市	区	団体名				自治会	・管理	組合
		体種別 下さい)	自治会 2	. マンション管	理組合	3. そ	の他	
	J	届出者						
	下記①230	の者は神戸市へ	への個人情報の扱	 是出について同意	しています	。〔はい	□ いいえ	<u>-</u> _)
	(%	(届出にあたり、	個人情報の提出に	ついて本人に同意	(をとってい)	ただくようお	願いします	-。)
		りがな						
① 代	新	氏 名 <u>——</u>					\neg	
表者	代 代 日 表 電影	注 所 括番号			(
	有	任年月 令和	年 月	日		所は 町名から 構です		
変更	前任者 均	七 名						
	※代表者宛てに	お知らせする	場合は、こちらり	こ送付させていた	ただく場合	がありま	す。	
2	1. 市からの案				2. 送	付部数 を		
市か	いずれか		者へ送付を希望 者へ送付を希望	→ 下へ記入	変"	が 更を希望	5~	
60			てよい(不要では			《 <u>変更の場合</u>	かみ記入)
案	(2の場合)				1			
内 送付	(2) 月 新	-					_	
^竹 先 門 等 覧	送送付金	-			<u> </u>			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	先	括番号] 1			
更	前任者员		士が使却でき	Mr	J			
	※市からの案内				希望する	B 希	望しない	
3	(「A 希望する」	場合に記入) ←			かずれかに		主しなり	
	2. ポスター は				3. 送	付部数 を		
スタ	いずれか に○を		回覧担当へ送付 担当者へ送付を	,-	7. 亦	部 更を希望	5 ~	
1	(3の場合)		担当有、区内を	和至 一 一、	八发	火で布主 (※ <u>変更の</u> 均	易合のみ記	以入)
送 付	③ B	E 名]			
先等	新 新	主 所						
変更	付 電影	舌番号						
更	前任者 月	モ 名]			
備考	i a Tribu vica vica	<u></u>			•			
• =	の取扱いについて の届出は市長室広			_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(情報チラシ	⁄)、区役所	地域協働	課で
	有しますので、3 から貴団体への行政				係課に提供	:する場合か	ぶあります	-
	令等に基づき実施で 地縁団体の代表者			↑る場合がありま	す。			
地域	活性課(TEL:078-32	2-5170)(FAX:0	/8-322-6133)まで	お問い合わせくだる	きい。 受付日		処 理	
117	「処理欄 □FA) :□広報戦略部 □		□郵送 □来庁□区地域協働課		R		~ 4	

3. 自治会活動に関係する補助金・助成金

(1) 資源回収(資源集団回収活動助成制度)

家庭から出る古紙(新聞、雑がみ、段ボールなど)などの「再生資源」のリサイクルを推進するため、 地域での資源集団回収活動に助成金があります。

対 象	内容			問い合わせ先
概ね 20 世帯以上 の地域住民団体	古紙 3 品(新聞・雑 がみ・ダンボール) その他(牛乳パッ ク・古着・古布)	拠点回収方式 2円 3円	各戸回収方式 1円 -	神戸市行政事務 センター (資源集団回収担当) ☎ 381-5533

【問い合わせ先】神戸市行政事務センター(資源集団回収担当) ☎078-381-5533

神戸市 資源集団回収活動助成制度



(2) 防犯カメラ (神戸市防犯カメラ設置補助事業)

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対する補助金があります。

補助額	既存の建物や施設等にカメラを設置 ⇒ 1か所目 : 14万円(上限)	
	2か所目以降 : 8万円 (上限)	
	自立柱(ポール)を設置し、カメラを設置 ⇒ 上記に3万円(上限)を加算	
対象要件	防犯カメラシステム及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入・設置工事に要す	
	る経費 ※地域団体で行う作業の人件費は補助対象となりません	

- ※兵庫県の補助制度は2022年度で終了しました。
- ※この補助金を利用して設置した防犯カメラの更新費(注1)や修繕費(注2)を補助する事業もあります。 詳細は下記問い合わせ先まで。
- (注1)2010~2016年度に設置した防犯カメラが対象
- (注2)2017~2021年度に設置した防犯カメラが対象

【応募期間】 2023 年 4 月 17 日(月)~9 月 29 日(金) (※必着)

【問い合わせ先】神戸市総合コールセンター 20570-083330 または 078-333-3330

神戸市 防犯カメラ設置補助↓



(3) 防犯パトロール (青色防犯パトロール活動支援事業)

兵庫県警から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受けた団体に、パトロール物品(青色回転灯1基、広報用マグネットシート2枚)の支給や、1団体につき上限3万円までの活動回数に応じた報奨金の交付を行います。

【問い合わせ先】危機管理室 ☎078-322-6238

神戸市 防犯パトロール



(4) 街灯を設置したい場合(私道の街灯助成事業)

自治会等で設置・管理している街灯の電気料金、新設・取替の経費の一部を助成します。

	補助金額(限度額)		
灯具及び支柱経費	公道と公道をつなぎ道幅が 2.7m以上	左以外	
灯具 (新設・取替)	全額補助(上限 20,000円)	2/3(上限 14,000円)	
支柱 (新設・取替)	全額補助(上限 100,000円)	1/2(上限 50,000円)	

- ※上限は1灯あたり。維持管理経費(電気料金・電球代等)は2,000円/灯。
- ※灯具の新設時にかかる電力会社への受託工事代及び手数料相当額も助成金の対象です。 (上限 10,000円/灯)

補助の対象となる要件(一例)

- ・私道上にある街灯で、地域団体が設置・管理しているもの。
- ・道路を照明するもので、独立柱のもの、又は電柱等に添加する街灯であること。
- ・道路上に設置する添加広告街灯、又は営業用に供している街灯等以外のもの。
- ・LED灯またはその相当品であること。

【申込時期】 例年9月上旬~下旬頃を予定

【問い合わせ先】建設局北建設事務所☎078-981-5191 ※必ず事前にご相談ください 神戸市行政事務センター☎078-381-5533

神戸市 私道の街灯助成↓



(5) 掲示板を設置・修繕等したい場合(広報掲示板設置補助事業)

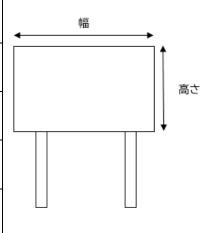
地域住民同士のコミュニケーションのため、また市・区行政の広報活動にご協力いただくために、 住民で組織する団体等が行う掲示板の設置、修繕費の一部を補助しています。 2023 年度、補助金の内容を全市で統一しました。

【補助枚数と金額】

補助枚数	1年度あたり上限3枚	
補助金額	設置費用の3分の2の額(※)	
	ただし、1 枚あたり上限 6 万円	
	※100 円未満の端数があるときは切り捨てた額	

【掲示板の規格(新規取付けまたは建替えの場合)】

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
種類	仕様	掲示板本体の寸法	
		(枠を含む)	
壁掛式	扉又は戸なし	高さ 600 ミリメートル	
		幅 900 ミリメートル	
	アクリル製又はガラス製の	高さ 900 ミリメートル	
	扉又は戸あり	幅 1,200 ミリメートル	
自立式		高さ 900 ミリメートル	
	アクリル製又はガラス製の	幅 1,200 ミリメートル	
	扉又は戸あり	高さ 900 ミリメートル	
		幅 1,500 ミリメートル	



【掲示板の色彩】

板面の色彩は緑、茶又は白系としてください。

【注意点】

- ・この制度で設置した広報掲示板を修繕する場合は、通常の使用に耐えないと認められ、かつ、 補助金交付から5年間を経過している必要があります。
- ・申込は先着順のため、申込状況によっては受付を終了している場合があります。
- ※北区役所所管地域分は 2023 年度の申請受付は終了しました。 北神区役所所管地域分は、引き続き申請を受け付けています。

【申請方法の問い合わせ先】

北区役所地域協働課☎078-593-1111 / 北神区役所地域協働課 ☎078-981-5377

【制度全般の問い合わせ先】

地域協働局地域活性課 ☎078-322-6492

神戸市 広報掲示板

検索へ

(6) 集会所を修繕・改修、新築等したい場合(地域集会所修繕等補助事業)

自治組織が行う集会所(自治会館など)の修繕・改修をはじめ新築・買収、増築、バリアフリー化に要する経費の一部を補助します(金額はその年度の予算の範囲内。なお、審査で選定された場合にのみ助成されます)。

種別	補助率	限度額(※2)
修繕・改修		300 万円
修器・以修	補助対象経費の	(※賃貸借物件の場合、30万円)
新築		1,200 万円
買収		(※賃貸借物件は対象外)
下块 经	2分の1以内	600 万円
増築		(※賃貸借物件は対象外)
バリアフリー化		200 万円
(※1)		(※賃貸借物件は対象外)

※1「バリアフリー化」は、「修繕・改修」または「増築」との併用が可能です。

※2 金額は 2023 年度の助成金限度額

補助を受けるための基準(一例)

- ・自治組織によって設置運営または賃借により利用され、地域活動の活性化に寄与する 施設であること。
- ・独立した建物であり、地域活動の拠点として広く地域住民に開放されていること。
- ・自治組織は加入者が50世帯以上であること。
- ・会議及び集会に必要な設備を備えており、整備の経費が 15 万円以上かかること。
- ・自治組織の加入者の同意があること。
- ※ 過去に補助を受けた団体が改めて補助を受ける場合、一定年数経過する必要があります。
 - ・過去に<u>「新築または買収」</u>の補助を受けた団体が<u>再び「新築または買収」</u>の申請を行う場合は、補助を受けた年度含め 30 年以上
 - ・過去に「修繕、増築、改築(改築は 2021 年度まで実施)、バリアフリー化」の補助を受けた団体が再び「同じ種別」で申請を行う場合は、補助を受けた年度を含め 10 年以上
 - ・過去にこの制度で補助を受けた団体が、<u>改めて「別の種別」</u>の申請を行う場合は、補助を受けた年度を含め<u>5年以上</u>

【申込時期】例年4月~5月を予定(2023年度の申込受付は終了しました。) 次年度もほぼ同様の期間で申込を受け付ける予定です。 (予算措置の状況等によって変更の可能性はあります)

【問い合わせ先】

北区役所地域協働課 ☎078-593-1111 / 北神区役所地域協働課 ☎078-981-5377

地域協働局地域活性課 ☎078-322-6486

神戸市 地域集会所補助↓



(7) 市民活動補償制度

自治会等の地域活動(ボランティア)の中で、責任者や従事者の方がケガなどをされた場合や、活動中に他人や物に損害を与え、自治会等の地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払う制度です。

神戸市が保険料を負担し保険会社と契約を行っているため、<u>事前の手続きは不要</u>です。 ただし、事故発生後30日以内に申請が必要ですのでご注意ください。

【対象活動】防災・防火・防犯・交通安全・保健衛生活動 公園・河川・道路の環境整備活動、クリーン活動・環境資源回収活動 地球環境を守る活動(減量化・分別化)等

【賠償内容】 賠償責任事故(身体・財物・保管者) 傷 害 事 故(死亡・後遺障害・入院・通院・手術)

※保険会社の審査により保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります。

- ※電動草刈り機等機械を使用した草刈り中の飛び石等による物損事故、マンション内やクリーンステーションの敷地のような、共有の管理地の清掃等における事故は、補償対象となりません。
- ※自治会の夏祭りなどの行事や催し物への来場者・参加者の事故は補償対象となりません。

【申請先】 市が助成などを行っている市民活動… その事業を担当する部署

自主的な活動やふれあいのまちづくり事業の場合…各区役所地域協働課

北区役所地域協働課☎078-593-1111 / 北神区役所地域協働課 ☎078-981-5377

【制度の問い合わせ先】 地域協働局地域活性課 ☎078-322-0319

神戸市 市民活動補償制度↓



(8) 自治会館活用モデル事業

自治会館を活用して地域の多世代交流等に取り組みたいという自治会を対象に、NPOや大学、企業等とのマッチングを実施しています。マッチングを希望される方は、下記問い合わせ先へご相談下さい。

【問い合わせ先】 地域協働局地域活性課(☎078-322-6492)

(9) 地域活動をサポートする「神戸市退職者ボランティア」

2023年度より、本市退職者などを対象に、地域でのボランティア活動を紹介する取り組みを始めました。市役所勤務で培った知識や経験を活かして、地域活動団体のみなさんをサポートします。

サポートを希望される活動があれば、下記へお問い合わせください。

※状況により活動に参加できる人材が見つからない場合があります。

【問い合わせ先】 地域協働局地域活性課(☎078-322-6492)

(10) 地域提案型活動等助成制度

区民の皆さんが自ら考え提案して、魅力あふれる地域づくりができるよう、責任を持って取り 組む団体を対象に、活動初期の3年間に対して活動経費の助成を行います。

○2023年度の申請受付は予算上限に達したため終了しました。

【問い合わせ先】北区役所地域協働課☎078-593-1111 / 北神区役所地域協働課 ☎078-981-5377

神戸市 地域提案



(11) まちの美緑花ボランティア制度

市民のみなさんに、身近な公共空間である公園を愛着を持ってお世話していただくことにより、 まちの美化と地域のコミュニティ形成の場として活用していただくボランティア活動への助成制 度です。

○助成金の支給、市民活動補償制度、資材の提供等がございます。

【問い合わせ先】建設局北建設事務所管理係 ☎981-5191(代)

神戸市 美緑化ボランティア



(13) 兵庫県ボランティア活動等行事用保険(ボランティア保険)

ボランティアグループ等の各種団体が主催者となる行事や講習会などでの事故に備える保険で す。申請様式は、窓口で配布しています。

【問い合わせ先】北区社会福祉協議会ボランティアセンター ☎593-9910

北区社会福祉協議会ボランティアセンター北神事務所 ☎981-5377 (代)

【問い合わせ先】危機管理室 20570-083330 または 078-333-3330(代)

兵庫県 ボランティア保険



今回紹介した制度以外にも、様々な補助事業・助成制度があります。 神戸市ホームページ「地域活動」ページ内の「補助金・助成金情報」から、 各種制度をご案内していますので、是非ご覧ください。

神戸市 地域活動 補助金

検索

4. 安全・安心情報の電子メールサービス

(1) ひょうご防災ネット

神戸市や兵庫県から市民の方々に風水害時の避難指示などの緊急情報や地震情報・津波警報などの緊急気象情報を、登録した携帯電話や情報端末に電子メールでお知らせするサービスです。

詳しくはホームページ<<u>http://bosai.net/kobe/</u>>をご覧ください。 (登録手続きは上記ホームページや右の二次元バーコードから可能です。)



ひょうご防災ネット



【重要】登録時のご注意(迷惑メール防止設定をされている方へ) 登録内容確認の返信メールが <u>info@bosai.net</u> から携帯に送信されます。事前に info@bosai.net からのメールを受信できるようにしておいてください。

【問い合わせ先】危機管理室(☎078-322-6237)

メール連絡の文例



un fil

神戸市より避難情報を発令します。

内容: 8月18日7時30分

警戒レベル3(高齢者等避難) 対象:神戸市内の土砂災害警戒区域内 『避難に時間のかかる方と、その支援者』

全な場所へ)

丈夫な建物等安全な場所にいる場合は、上 階の山と反対側の部屋に退避

行動要請:避難開始 (緊急避難場所や、安

理由:大雨による土砂災害発生の恐れ 土砂災害の危険は、雨がやんでも土壌雨量

が減少するまで継続

TI Yal

地震情報(震度速報)

4月17日0時58分00秒 震度4の地震が発生しました。 【震度4】兵庫県南東部

各地の地点震度は、震度速報の約5分後に発表されますので、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

防災ネットトップページの兵庫県防災気象情報(携帯用フェニックス防災システム)の地震情報ページからも情報が入手できます。

※アクセスが集中すると一時的にページの表示ができない 場合があります。

·III Yill

10月16日 14時00分

兵庫県の気象警報情報が発表されました。

<警報発令>

*印は新たに発令された警報を示します。

神戸市:大雨 洪水 波浪* 尼崎市:大雨 洪水 波浪*

<警報解除> 西宮市:暴風 芦屋市:暴風

以上の発表がありました。 河川の増水にご注意ください。

(2) ひょうご防犯ネット

兵庫県警察本部から、犯罪情報や防犯情報(情報種別、地域選択可) をメールでお知らせするサービスです。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL: https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/bounet/index.htm

(登録手続きは上記ホームページや右の二次元バーコードから可能です。)



ひょうご防犯ネット



【重要】登録時のご注意 (迷惑メール防止設定をされている方へ)

登録内容確認の返信メールが携帯に送信されます。<u>hbnet@police.pref.hyogo.lg.jp</u>からのメールを受信できるようにしておいてください。

【問い合わせ先】兵庫県警察本部生活安全企画課(☎078-341-7441)

メール連絡の文例・イメージ



兵庫県警察 ひょうご防犯ネット HP より抜粋

5. 相談窓口

神戸市では、地域団体の運営や活動に関する様々な相談窓口を設けています。 自治会、町内会の運営や活動内容についての相談は、下記にお問い合わせください。

(1) 神戸市コミュニティ相談センター

自治会・町内会などの身近な地域活動をサポートします。お気軽にご利用ください。 〜例えばこんなことを相談できます〜

- ○自治会活動相談(規約の改正、後継者問題 など)
- ○研修・講座・交流(他の自治会の活動について知りたい など)
- ○地域活動支援(印刷サービス、他の団体の紹介 など)
- ○ICT 活用サポート(電子回覧板導入、ホームページ立ち上げ など)←NEW!

住所:神戸市長田区二葉町7-1-18(ふたば学舎1階)

電話番号 : ☎078-643-2900

開館時間 : 10:00~17:00

定 休 日 : 日曜・月曜・祝日

メールアドレス: com-center@cskobe.com

Facebook で詳しい活動内容をご覧いただけます!⇒





(2) 区役所

[北区役所地域協働課 事業推進·広聴担当]

[北神区役所地域協働課]

(3) 地域協働局地域活性課

〒650-8570 中央区加納町 6-5-1 12078-322-6492

6. 参考情報

QR コードもつけていますので、 適宜ご利用ください

○神戸市ホームページ「地域活動支援サイト」

【概要】

入会案内チラシの見本や講座情報など、自治会・町内会活動をはじめ、地域活動に役立つ 情報を掲載しています。

神戸市 地域活動支援





〇自治会活動ハンドブック

【概要】

「自治会・町内会を立ち上げたい」

「自治会・町内会を運営する方法がよくわからない」

「自治会・町内会をもっとよくしたい」

というみなさんへ向け作成しました。自治会活動の参考としてご利用ください。

【問い合わせ先】

地域協働局地域活性課(☎078-322-6492)

神戸市 自治会活動ハンドブック





〇地域活動ちえぶくろ

【概要】

地域の課題解決のために、どのような方法で具体的な地域活動につなげていけばいいのか、さらに地域活動を活発化していくにはどのように取り組んでいけばよいのかを事例と共にわかりやすく解説しています。

【問い合わせ先】

地域協働局地域活性課 (☎078-322-5170)

神戸市 地域活動ちえぶくろ





○地域の担い手ちえぶくろ

【概要】

担い手の発掘・育成のためのちょっとしたアイデアやすでに取り組んで先駆的に効果 をあげている事例を紹介しています。

【問い合わせ先】

地域協働局地域活性課(☎078-322-6492)

神戸市 地域の担い手ちえぶくろ





〇市民活動応援ネット「つなごう神戸」

【概要】

市民活動を行う団体、および協力を考えている個人が、ボランティア募集、イベント開催などに関する情報を発信し、市民やほかの団体・企業などとの橋渡しを目的とするサイトです。市民活動を行っている団体やそれに協力したい市民・団体であればどなたでも利用できます。

つなごう神戸

検索へ

○区役所での市民相談のご案内

区役所で各種市民相談を行っております。いずれも無料になりますので、お気軽にご相 談ください。

種類	内容	日時	予約・問い合わせ
弁護士相談	相続、借地・借家、金	毎週水曜/13 時~16 時	【Web 予約】
	銭貸借等の法律相談	(開催日の前週木曜 9	
		時より予約受付)	
司法書士相談	所有権移転、相続など	第2・4 木曜/13 時~16	
	の各種登記手続き	時(前開催日翌日9時	北区役所 北区役所 弁護士 司法書士
		より予約受付)	DOMESTICATION DISABILITIES DE
行政書士相談	 自筆による遺言書・遺	 第 1 木曜/13 時~16 時	
门以首工作改	産分割協議書の作成	第一水曜/10時~10時 (前開催日翌日9時よ	
	注力 a i l l m n x 自 ♥ / 1 F / x	り予約受付)	北神区役所 北区役所
		ינו עניייני ל	弁護士 行政書士
行政相談	国などの行政機関への	第 3 木曜/13 時 30 分~	左記時間内で先着順
	意見・要望を受け付	15 時 30 分	(15 時まで受付)
	け、解決や実現の促進		兵庫行政評価事務所
	を図る		☎ 331-9096
スマホ相談	スマホの基本的な操作	【北区役所】	株式会社ベイエリア
窓口	から SNS や地図アプリ	毎週金曜/9 時~12 時	(受付時間 9 時~17 時)
	の使い方等の困りごと	【北神区役所】	☎ 251-7307
	を学生がサポート	毎週金曜/14 時~17 時	
	(お一人 30 分)		

〇北区公式 SNS

Instagram・Twitterにて北区の魅力や、区内イベントの開催情報などを発信しています。 是非ご確認ください!

Twitter





In stagram





フォローお願いします!



これ以外も様々な自治会に関する情報が インターネットにあがっています! 分からないことがあったら、とりあえず インターネットで調べてみましょう!